

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和二年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十八号

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する

条例

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例（平成二十一年七月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条」を「第十八条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。